

21 安楽死

名古屋高裁昭和37年12月22日判決

（昭和37年（う）第496号尊属殺人被告事件）

（高裁刑集15巻9号674頁）

〈事実の概要〉

被告の父Fは、昭和34年10月頃脳溢血が再発してからは全身不随となり臥褥のままとなった。同36年7月初め頃からは衰弱が甚だしく、上下肢の激痛やしっくりの発作におそわれ、息も絶えんばかりに悶え苦しみ「早く死にたい」「殺してくれ」などと大声で叫ぶようになった。被告人は、診察に当たっていた医師からもはや7日か10日の命脈と告げられたので、ついに同月10日頃むしろ父を病苦より免れさせることこそ最後の孝養だと考えて、同人の殺害を決意するにいたった。同月26日午前5時頃、配達されていた牛乳に自家用の使い残りの有機燐殺虫剤E・P・N少量を混入し、もとどおりに栓をして居宅水小屋に置いておいたところ、情を知らない母親が同日午前7時30分頃右牛乳を飲ませたために、父親は中毒死した。

このような事実認定にもとづいて、第一審の名古屋地方裁判所一宮支部は尊属殺人罪を認めたが、第二審の名古屋高等裁判所は、「殺してくれ」などのFの言葉を真意にもとづくものでないとした部分は事実誤認だとして、弁護人の控訴趣意を容れて原判決を破棄自判、嘱託殺人罪で処断、確定した（懲役1年執行猶予3年）。そして、本件はいわゆる安楽死の事案だとの弁護人の主張に対しても、次のように判示した。

〈判旨〉

「所論のように行為の違法性を阻却すべき場合の一として、いわゆる安楽死を認めるべきか否かについては、論議の存するところであるが、それはなっといっても、人為的に至尊なるべき人命を絶つのであるから、つぎのような厳しい要件のもとにのみ、これを是認しうるにとどまるであろう。

- (1) 病者が現代医学の知識と技術からみて不治の病に冒され、しかもその死が目前に迫っていること、
- (2) 病者の苦痛が甚しく、何人も真にこれを見るに忍びない程度のものなること、
- (3) もっぱら病者の死苦の緩和の目的でなされたこと、
- (4) 病者の意識がなお明瞭であって意思を表明できる場合には、本人の真摯な嘱託又は

承諾のあること、

(5) 医師の手によることを本則とし、これにより得ない場合には医師により得ないと首肯するに足る特別な事情があること、

(6) その方法が倫理的にも妥当なものとして認容しうるものなること、

これらの要件がすべて充たされるのでなければ、安楽死としてその行為の違法性までも否定しうるものでないと解すべきであろう。

本件についてこれをみるに、前にのべたように、被告人の父Fは不治の病に冒され命脉すでに旦夕に迫っていたと認められること。Fは身体を動かすたびに襲われる激痛と、しゃくりの発作で死にまさる苦しみに喘いでおり、真に見るに忍びないものであったこと。被告人の本件行為は父Fをその苦しみからすくうためになされたことはすべて前記のとおりであるから、安楽死の右(1)ないし(3)の要件を充足していることは疑いないが、(4)の点はしばらくおくとしても、医師の手によることを得なかったなんら首肯するに足る特別の事情が認められないことと、その手段として採られたのが病人に飲ませる牛乳に有機燐殺虫剤を混入するというような、倫理的に容認しがたい方法なることの二点において、右の(5)、(6)の要件を欠如し、被告人の本件所為が安楽死として違法性を阻止するに足るものでないことは多言を要しない。」